

第7 地下街

地下街の取扱いは、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日から施行されたことに伴い、1及び2のとおり運用すること。

1 地下街に関する通知の取扱いについて（平成13年5月16日 消防予第157号）

地下街の取扱いにあつては、「地下街の取扱いについて」（昭和48年7月31日建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号）等により、適正な運用をお願いしているところではありますが、今般、地下街に関する通知の取扱いを下記のとおりとしましたので通知します。

つきましては、このことについて、貴都道府県内市町村にもご周知いただくようお願いします。

記

- (1) 「地下街の防火・安全対策について」（昭和61年11月1日付建設省住防発第23号、消防予第146号）及び「地下街の防火・安全対策について」（昭和61年11月25日付建設省住防発第25号、消防予第156号）は廃止することとしたこと。

なお、その他の地下街に関する通知の取扱いについては、関係機関と調整の上、今後別途通知する予定であること。

- (2) 当該通知廃止後も、各地方公共団体ごとに、地下街の新設又は増設に係る防火・安全対策に十分配慮願いたいこと。

なお、(財)日本消防設備安全センターにおいては、今後も自主的な制度として大規模な地下街について消防防災システムの評価を行うこととしている旨の連絡を受けているので、各地方公共団体の実情に応じて、適切に対応されたいこと。

2 地下街の取扱いについて（平成13年6月1日 消防予第180号）

地下街については、消防法等によるほか、「地下街の取扱いについて」（昭和48年7月31日建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号）等により、その安全対策の確保を図ってきたところ。

今般、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日から施行されたことに伴い、機関委任事務制度が廃止されたこと、関与の法定主義が明確化されたこと等を踏まえ、関連する既存の通達等の取扱いについて関係省庁において見直しが行われ、「地方分権に伴う地下街関連通達の廃止について」（平成13年6月1日国都計第92号、消防予第179号、警察庁乙備発第3号、平成13・5・31原院第5号）により、別添1のとおり「地下街の取扱いについて」（昭和48年7月31日建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号）等が廃止されました。

また、併せて別添2のとおり地下街中央連絡協議会の廃止及び「地下街の取扱いの運用について」（昭和48年10月18日建設省都計発第97号地下街中央連絡協議会事務局）等の通達の廃止が行われ、地下街連絡協議会あてに通知されたところ。

つきましては、今後の地下街の取扱いについて、下記のとおりとしましたので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

- (1) 地下街に関する関連通知廃止後も、各地方公共団体ごとに、地下街の新設、増設及び他の建築物の地下階との接続等に係る防火・安全対策に引き続き十分配慮願いたいこと。
- (2) 地下街の新設、増設及び他の建築物の地下階との接続等にあつては、地下街について種々の法令の適用があることから、これらの法令に基づき許認可等を行っている関係機関と十分な調整を図ることが望ましいこと。
- (3) 地下街に係る火災予防については、消防法令、火災予防条例の規定を遵守することはもとより、さらに

当該地下街の実状に即した総合的な防火安全対策を講じることが適切である。このため、引き続き地下街については、総合消防防災システムガイドラインに基づいた総合消防防災システムの構築をより強力に推進することが望ましく、特に今般地下街に関する基本方針が廃止されたことに鑑み、小規模の地下街についても必要に応じて積極的に総合消防防災システムの構築に配意されたいこと。

なお、(財)日本消防設備安全センターにおいては、今後も自主的な制度として地下街に係る消防防災システムの評価を行うこととしている旨の連絡を受けているので、各地方公共団体の実状に応じて、適切に対処されたいこと。

別添 1

地方分権に伴う地下街関連通達の廃止について（平成13年6月1日国都計第92号、消防予第179号、警察庁乙備発第3号、平成13. 5. 31原院第5号）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日から施行されたことに伴い、機関委任事務制度が廃止されたこと、関与の法定主義が明確化されたこと等を踏まえ、既存の通達等の取扱いについて見直しを検討してきたところであるが、下記の通達については、関係機関と調整の上、廃止することとしたので御了知願いたい。

なお、都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除く。）に対してこの旨周知いただくようお願いする。

記

「地下街の取扱いについて」

（昭和48年7月31日建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号）

「地下街の取扱いについて」

（昭和55年10月9日建設省都計発第110号、消防予第209号、警察庁乙備発第13号、鉄総第682号、55資庁第12279号）

「「地下街の取扱いについて」の改正について」

（昭和63年8月3日建設省都計発第86号、消防予第99号、警察庁乙備発第5号、官鉄施第69号、地施第119号、63資庁第8938号）

別添 2

地下街中央連絡協議会の廃止及び地下街関連通達の廃止について（平成13年6月1日 国都計第93号）

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日から施行されたことに伴い、機関委任事務制度が廃止されたこと、関与の法定主義が明確化されたこと等を踏まえ、昭和48年7月31日付建設省、消防庁、警察庁、運輸省の共同通達「地下街の取扱いについて」等を廃止することから、同通達により設けられていた地下街中央連絡協議会を廃止し、別紙の通達を廃止することとしたので、御了知願いたい。

別紙

「地下街の取扱い（昭和48年7月31日付建設省、消防庁、警察庁、運輸省共同通達）の運用について」

（昭和48年10月18日建設省都計発第97号、地下街中央連絡協議会事務局）

「地下街に関する基本方針について」

（昭和49年6月28日建設省都計発第58号、地下街中央連絡協議会）

「地下街と他の建築物の地下階との接続の取扱いについて」

（昭和50年1月22日建設省都計発第8号、地下街中央連絡協議会）

「地下街に関する基本方針について」

（昭和56年4月21日建設省都計発第25号、地下街中央連絡協議会）

「地下街中央連絡協議会の構成員の変更について」

（昭和60年2月12日建設省都計発第7号、地下街中央連絡協議会事務局）

「地下街の取扱いについて」

（昭和61年10月16日建設省都計発第83号、地下街中央連絡協議会）

「「地下街に関する基本方針について」の改正について」

(昭和63年8月3日建設省都計発第87号、地下街中央連絡協議会)

「「地下街の取扱い(昭和48年7月31日付建設省、消防庁、警察庁、運輸省共同通達)の運用について」の改正について」

(昭和63年8月3日建設省都計発第88号、地下街中央連絡協議会事務局)

「「地下街の取扱い(昭和48年7月31日付建設省、消防庁、警察庁、運輸省共同通達)の運用について」の改正について」

(平成4年1月13日建設省都計発第3号、地下街中央連絡協議会事務局)

「「地下街に関する基本方針について」の改正について」

(平成4年1月13日建設省都計発第4号、地下街中央連絡協議会)

「「地下街に関する基本方針」の改正について」

(平成10年3月27日建設省都計発第27号、地下街中央連絡協議会)

「「地下街の取扱い(昭和48年7月31日付建設省、消防庁、警察庁、運輸省共同通達)の運用について」の改正について」

(平成10年3月27日建設省都計発第28号、地下街中央連絡協議会事務局)

3 地下街の取扱い(昭和48年7月31日 建設省都計発第71号、消防安第1号、警察庁乙交発第5号、鉄総第304号)

※前2、別添1により廃止

- (1) 道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街(「地下街」とは、一般公共の用に供される地下工作物内の道(地下道)に面して設けられた店舗、事務所その他これに類するもの(通常の建築物の地階とみなされるものを除く。)の一団(地下道を含む。)をいう。以下同じ。)の新設又は増設は、今後厳に抑制するものとする。

ただし、公益上真にやむを得ないものについては、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から、設置計画及び管理運営方法に関して、あらかじめ十分な措置を講ぜしめるとともに、使用開始後の指導監督を強力に行うものとし、特に既存の地下街の増設にかかる場合にあっては、既存部分に関する改善措置に留意するものとする。

- (2) 道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる既存の地下街については、増設等が行われない場合にあっては、極力防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点から所要の改善を行わせるものとする。

なお、特に緊急に防災上の改善を行う必要がある既存の地下街については、早急に関係行政機関を中心に必要に応じて学識経験者を加えて現地査察を行い、所要の改善指導を行うものとする。

- (3) (1)及び(2)の措置の実効の確保、さらに今後必要とされる道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街に関する基本方針の策定(運用及び制度の両面に関するものを含む。以下別記において単に「基本方針の策定」という。)その他に関して関係行政庁等の連絡調整を図るため、当面は、別記のと通りの運用方法によるものとする。

別記

地下街に関する運用方法

1 地下街連絡協議会

- (1) 道路、駅前広場その他の公共施設等にかかる地下街(以下本運用方法中に限り単に「地下街」という。)の指導監督に関する連絡調整を行うため、各都道府県及び各指定都市(地方自治法第252条の19第1項に規定するものをいう。以下同じ。)に地下街連絡協議会を設けるものとする。

- (2) 各都道府県に設ける地下街連絡協議会は、建設省地方建設局道路部、通商産業省通商産業局公益事業部、運輸省地方運輸局鉄道部(ただし、鉄道事業法に基づき工事施工の認可又は変更を要することとなる場合に限り。)都道府県の都市計画、道路、建築及び消防主管部並びに都道府県警察本部の交通及び防災警備主管部により構成し、鉄道事業者(ただし、当該鉄道事業者の財産の貸付け、譲渡又は交換に係る場合に限り。)をオブザーバーとするものとし、その事務局は、都道府県の都市計画主管課に置くものとする。

指定都市に設ける地下街連絡協議会は、各都道府県に設ける地下街連絡協議会の構成機関中、都道府県の都市計画、道路、建築及び消防主管部に替えて指定都市の当該各部をもって構成し、その事務局は指定都市の都市計画主管課に置くものとする。

- (3) 地下街連絡協議会は、地下街の設置に関する申請が当該協議会の構成機関になされた場合において都市計画決定、道路占用許可等の行政処分に先だつて、又は地下街の設置が予想される場合その他必要な場合に開催し、当該地下街の取扱いに関して、所要の連絡調整を行うものとする。
- (4) 地下街連絡協議会を構成する各機関は、それぞれ自己の所管部門に関して責任を持つとともに、他の機関の所管部門に関する意見を尊重するものとし、地下街に関する都市計画決定、道路占用許可等の行政処分は、原則として当該協議会の構成機関が支障がないと認めた場合に限り行われるよう配慮するものとする。
- (5) 地下街連絡協議会は、大規模な地下街（駐車場部分を除く延べ面積が3,000㎡以上のものをいい、増設又は用途変更により当該規模となるものを含む。）について連絡調整を行おうとする場合にあっては、あらかじめ次の2に掲げる地下街中央連絡協議会の意見を聞かなければならないものとする。

2 地下街中央連絡協議会

- (1) 基本方針の策定、1、(5)による意見のとりまとめ、その他地下街の指導監督に関する連絡調整を行うために、地下街中央連絡協議会を設置するものとする。
- (2) 地下街中央連絡協議会は、建設省、消防庁、警察庁、運輸省及び資源エネルギー庁により構成するものとし、その事務局は、建設省都市局都市計画課に置くものとする。

3 その他

地下街中央連絡協議会は、基本方針の策定を可及的速やかに行うものとする。

地下街連絡協議会は、基本方針の策定がなされるまでの間は、1、(5)にかかわらず、地下街について連絡調整を行う場合には、原則としてあらかじめ地下街中央連絡協議会の意見を聞かなければならないものとする。

4 地下街の取扱いに係る運用（昭和48年10月18日 建設省都計発第97号）

※前2、別添2により廃止

地下街連絡協議会及び本協議会において、連絡調整の対象となる地下街は、公共の用に供される地下街（地下駅の改札口外の通路コンコース等を含む。）と当該地下道に面して設けられる店舗・事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設（地下駐車場が併設される場合は当該地下駐車場を含む。）で、公共の用に供されている道路又は駅前広場（土地区画整理事業、市街地再開発事業等により建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域に係るものとする。ただし、地下道に面して設けられる施設が移動可能なもの、仮設的なもの、又は駅務室、機械室等公共施設の管理運営のためのものみの場合は、連絡調整の対象としないものとする。

5 地下街に関する基本方針（昭和49年6月28日 建設省都計画第58号）

（昭和56年4月21日 建設省都計画第25号）

（昭和63年8月3日 建設省都計画第87号）

（平成4年1月13日 建設省都計画第4号）

（平成10年3月27日 建設省都計画第27号）

※前2、別添2により廃止

第1 地下街の規制に関する取扱方針

- 1 地下街（第2、1に規定する地下街をいう。以下同じ。）の設置は、公共の用に供される道路又は駅前広場の管理上及び将来の利用計画上支障となるのみでなく、防災、衛生、発生する交通の処理その他の観点からも問題が多いので、その新設又は増設は、厳に抑制するものとし、原則として認めないものとする。
- 2 したがって地下街の新設又は増設は、地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場合であつて、かつ、地下街の設置が必要やむを得ない場合に限るものとする。この場合において、地下街の新設又は増設に関する計画は、次の基本的な考え方によるものとし、その具体的措置は、第2に示すところによる。
 - (1) 当該地域の土地利用計画及び公共公益施設の整備計画等に支障を及ぼすおそれがないよう措置すること。
 - (2) 公共地下歩道又は公共地下駐車場の整備計画を中心とし、地下街としての計画は、これに附随して認められるべきものであることから、店舗部分は極力小規模にとどめること。
 - (3) 地下街と他の建築物の地下階との接続は、災害の拡大防止等の観点から好ましくないため、原則として禁止すること。
 - (4) 建築基準法、消防法等に定めるところによるほか、防災、救急、衛生、発生する交通の処理等のため必要と認められる設備を設けること。

(5) 事業主体は、将来にわたり適切な管理運営を行いうると認められる者であること。

- 3 地下街の管理について、関係行政庁は、建築基準法、消防法、道路法、ガス事業法等に基づく指導、監督、検査等を強力に行い、防災その他に関して管理の適正を期するものとする。
- 4 第2の基準に適合しない既設の地下街については、極力改善措置を講じさせるほか、特にこの基本方針に適合するものとして増設（他の地下街又は他の建築物の地下階と接続する場合を含む。）を認める場合には、既設部分についても所要の改善措置を講じさせるものとする。

第2 地下街の設置計画策定に関する基準

（定義）

- 1 この基準において「地下街」とは、公共の用に供される地下歩道（地下駅の改札口外の通路、コンコース等を含む。）と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設（地下駐車場が併設されている場合には、当該地下駐車場を含む。）であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場（土地区画整理事業、市街地再開発事業等により建設中の道路又は駅前広場を含む。）の区域に係るものとする。ただし、地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設が、駅務室、機械室等専ら公共施設の管理運営のためのもの、移動可能なもの又は仮設的なものみの場合は、地下街として扱わないものとする。

（適用）

- 2(1) この基準は、地下街を新設し、又は増設する場合のほか、既設の地下街を相互に接続し、又は既設の地下街に他の建築物の地下階を接続しようとする場合にも適用する。
- (2) 地下駅の改札口外の通路、コンコース等に係る地下街にあつては、4（ただし、(5)を除く。）及び5は適用しない。

（制限の付加）

- 3 各地下街連絡協議会又はその構成機関は、必要と認めるときは、本基準の規定を下らない範囲において本基準と異なる定めをし、又は所要の制限を付加することができるものとする。

（計画）

- 4(1) 地下街の設置は、駐車場整備地区若しくは自動車発着数及び駐車需要の増加が著しい駅前広場における公共地下駐車場又は商業地域内の地上交通が著しく輻輳する地区において鉄道の主要駅、主要バスターミナル等の主要交通施設相互間若しくはそれらと周辺を連絡する公共地下歩道が、アからウまでの要件を満たすものを併せて建設するものであり、かつ、これらの公共地下駐車場又は公共地下歩道の管理の万全と利用効率の向上を図る等のためには地下街の設置が必要やむを得ない場合に限るものとする。
 - ア 都市計画として決定され、平面的整備の完了した道路又は駅前広場であつて、その立体的整備が都市計画として必要と認められるものの区域に係るものであること。
 - イ 地上交通の安全と円滑を図るため、緊急に整備する必要のあるものであること。
 - ウ 当該地域の状況又は交流の状況から、道路等の区域外又は上空に設けることが著しく困難又は不適當と認められること。
- (2) 前項の公共地下駐車場又は公共地下歩道は、都市計画として決定し、5の規定に該当する者が都市計画事業として一体として整備するものとする。
- (3) 地下街の計画は、当該地区及び周辺地域の用途地域などの都市計画に合致したものであり、特に道路、都市高速鉄道、上下水道その他の都市施設及び市街地開発事業に関する計画に適合し、かつ、それらの長期構想に支障を及ぼすおそれのないものとする。
- (4) 公共地下歩道及び公共地下駐車場の配置及び構造は、地上の道路又は駅前広場の計画と調和し、一体として構成され、その機能を十分発揮するよう計画するとともにそれらの規模は、当該地域の長期的な開発整備の見通しに基づき計画するものとする。
- (5) 前各項により計画する地下街の規模は、ア及びイに規定する範囲内で公共地下歩道又は公共地下駐車場を適正に管理し、利用するのに必要最小限のものとする。ただし、地下街の規模を算定するに当たつて「公共地下歩道」には地下広場、地上への避難階段及び歩行者支援施設を含み店舗内通路を含まないものとする。
 - ア 公共地下駐車場を併設する地下街にあつては、公共地下駐車場の部分を除く地下街の延べ面積は、公共地下駐車場の部分の延べ面積を超えないこと。
 - イ 地下街の店舗等（地下街の公共地下駐車場の部分又は附置義務駐車場及び公共地下歩道を除いた部分をいう。）の延べ面積は、公共地下歩道の延べ面積を超えないこと。ただし、公共地下歩道及び店舗双方に必要な管理運営施設並びに地下歩道利用者の利便性、快適性

を向上させる公共サービス施設については、安全上支障がないと認められる場合には、当該施設の面積を店舗等の延べ面積から除外できるものとする。

(事業主体)

5(1) 地下街を設置する者は、ア及びイに該当すると認められるものでなければならない。

ア 地下街の設置及び管理に関し、確実かつ適正な計画を有するものであること。

イ 地下街の設置及び管理を適正に遂行するにたる十分な資金計画、安定した経営基盤、技術的能力及び管理能力を有するものであること。

(2) 前項の目的を達成するため、地下街の設置者は、原則として国、地方公共団体又はこれに準じる公法人（駅前広場に設ける地下街にあっては、当該駅前広場に係る鉄道事業又はバスターミナル事業を営む法人を含む。）又はこれらからおおむね1/3以上の出資を受けている法人でなければならない。

(構造及び設備)

6 地下街の構造及び設備は、建築基準法、消防法、駐車場法その他の関係法令の定めるところによるほか、次によるものとする。

(公共地下歩道等)

(1)ア 公共地下歩道の配置等地下街の全体計画は、利用者の利便及び緊急時の避難の容易さを考慮した簡明な形状とすること。

イ 公共地下歩道の幅員は、次の算定式によって定めるものとし、その数値が6mに満たない場合には、6mとすること。ただし、公衆便所、機械室、防災センター等への通路については、この限りでない。

$$W = \frac{P}{1600} + F$$

W：公共地下歩道の有効幅員（m）

P：当該地域の開発整備状況の予測等を考慮したおよそ20年後の予想最大1時間当り歩行者数（人）
（店舗等又は駐車場により誘発される歩行者数、及び他の建築物の地下階と接続する場合には、それにより誘発される歩行者数を含めること。）

F：2mの余裕幅員。ただし、店舗等のない部分においては1mとする。

ウ 地上に通ずる階段の有効幅員は1.5m以上とすること。

エ 地上に通ずる階段の出口を歩道に設ける場合には原則として3m以上の歩道部を確保すること。

オ 原則として公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分からの歩行距離が50m以内となる位置に、防災上有効な地下広場を設けること。なお、地下街を増設する場合にあっては、既存部分との接続部は、公共地下歩道の端部とみなすものとする。

カ 地下広場には、当該地下広場が分担する店舗等の床面積に応じて、防災上必要な排煙、採光等のための吹抜け等を設け、かつ、直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること。

キ 公共地下歩道及び地下広場には、避難上支障となるおそれのあるものを設けないこと。

※ 地下街の出入口に設ける上屋の構造は耐震措置が考慮されているものであること。

(地下街と他の施設との接続)

(2)ア 原則として地下街と他の建築物の地下階とは、接続させないこと。ただし、接続が次の(7)から(エ)までの要件を満たす場合（(7)及び(エ)の要件を満たし、かつ、各地下街連絡協議会が地下街中央連絡協議会の意見を聴いて(イ)及び(ウ)の要件を満たすものと同様以上の安全性があると認める場合を含む。）は、この限りでない。

(7) 接続が、公共性からみて明らかに必要であると認められること。

(イ) 当該建築物の地下階が、(5)の条件に適合する構造であること。

(ウ) 接続部の構造は、当該建築物の地下階側に直接地上に通ずる階段及び排煙設備を有する附室を、地下街側に吹抜け又は排煙設備を有する直接地上へ通ずる階段を、それぞれ設けるものであること。

(エ) 接続した場合においても、全体として6、(1)、アの条件を満足するものであること。

※ 次に適合するものについても地下街と他の建築物の地下階との接続ができるものであること。

㉞ 接続する建築物内に附室付階段を設けて接続する場合で次に適合するもの

a 附室の構造は次によること。

(a) 出入口以外の部分は耐火構造の壁又は床で囲まれていること。

(b) 出入口には、随時開くことができる常時閉鎖式若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖

する甲種防火戸が設けられていること。

(c) 壁及び天井は、下地を含み不燃材料で造られていること。

(d) 附室には、特別避難階段の附室に設ける外気に向って開けることのできる窓及び排煙設備の基準（昭和44年5月1日建設省告示第1728号）の第二の基準に適合する排煙設備が設けられていること。

b 階段は、接続する建築物に法令上要求される階段と兼用していないこと。

④ 接続する建築物内に直接屋外に開放する階段を設けて接続する場合で次に適合するもの

a 階段は、直上階で直接屋外に開放されていること。

b 地下街から階段室への出入口には、随時開くことができる常時閉鎖式若しくは煙感知器の作動と連動して閉鎖する甲種防火戸が設けられていること。

c 階段は、接続する建築物に法令上要求される階段と兼用していないこと。

イ 地下街と地下駅（地下に設けるバスターミナルを含む。以下ウにおいて同じ。）とを一体として、あるいは接続して設置する場合には、それぞれの利用者の流れを考慮し、円滑な通行を確保できるよう公共地下歩道を配置すること。

ウ 地下街と地下駅とを一体として、あるいは接続して設置する場合には、地下街と地下駅とは防火区画により緊急時に完全に遮断できる構造とすること。この場合、地下駅より直接地上へ通ずる2以上の階段を確保すること。

（地下駐車場と地下街の他の部分との接続）

(3) 地下駐車場とその他の部分とは、耐火構造の壁又は床で区画するものとし、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火、防煙性能を有する施設を設けるものとする。なお、地下駐車場には、地下街の他の部分を通過することなく直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること。

（地下街の配置）

(4) 地下街の階層は、一層に限るものとする。ただし、駐車場、機械室、荷さばき場、倉庫及び消火用水貯水槽については、この限りでない。

（各構えの防火区画）

(5) 各構え等は、相互に床面積200㎡以内ごとに耐火構造の壁で区画すること。ただし、各地下街連絡協議会が地下街中央連絡協議会の意見を聞いて、同等以上の安全性を有すると認める場合は、この限りではない。

（附帯施設、設備等）

(6)ア 公共地下駐車場を設けない地下街にあつては、駐車場法第20条に基づく駐車場附置義務条例（駐車場附置 義務条例が制定されていない場合にあつては、標準駐車場条例（平成2年6月11日建設省都再発第58号、一部改正平成3年11月1日建設省都再発第103号）による建築物附置義務駐車施設を設置すること。この場合において、駐車場法第20条及び第20条の2の延べ面積については、地下街の全面積（当該駐車施設部分を除く。）を算出対象とすること。

イ 駐車場の有無にかかわらず、地上の交通に支障を与えない場所に荷さばき場を設けること。

ウ 地下街全体の状況を把握しやすい位置に、他の部分と完全に防火防煙区画がなされ、かつ、地上から容易に出入りできる構造の防災センターを設けること。なお、一団の地下街でその管理が2以上の者にわたる場合にあつては、当該一団の地下街の防災管理が一の防災センターで行えるよう中央防災センターを設けること。

この場合にあつては、中央防災センター以外に各管理主体ごとの防災センターを設ける必要はない。

エ 地上と無線交信を可能とする設備を設けること。

オ 地下街には、原則としてすべての部分を対象としてスプリンクラー設備、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、連結送水管、排煙設備その他の消防用設備等を設けること。

※① 法第17条の設置基準に該当しない地下街に消防用設備等を設ける場合においても、消防法令の消防用設備等の設置又は維持に関する技術上の基準の例によること。◆

※② 特別避難階段の附室若しくは区画された階段室内に屋内消火栓又は連結送水管の放水口を設ける場合、地下街に接続する防火対象物の接続部に防火戸を設ける場合又は地下道を相互に区画する防火戸を設ける場合は、当該区画を構成する防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること。◆

カ 地下街には、防災センターと消防機関、警察機関及びガス事業者（ガスを使用しない地下街にあつてはガス事業者を除く。）との間で即時に通話できる設備を設けること。

※ 即時に通話できる設備は電話でもよいものとする。

キ 地下街と地下駅等とが接続している場合には、相互の防災センター間において同時に通話できる設

備を設けること。

ク 非常電源設備として、保安上必要な電力が供給できる蓄電設備又は自家発電設備を設けること。

ケ 地下街の空気調和設備は、公共地下歩道の部分と店舗等の部分とを別系統のものとすること。

コ 給排気孔等の地上に設ける工作物は、極力道路の区域外に設け、地上の交通及び景観等に支障を与えないものとする。

サ 地下街の消防用設備等及びその他の設備は、地震、火災、水害などの災害に対して十分な措置を講じること。

※① 都市ガスを使用する場合にあっては、地下街直近の供給管部若しくは地下街飛込直後に緊急遮断弁を設置し、当該遮断弁は防災センターで遠隔操作することができ、かつ、その作動状況を防災センターで確認できるものとする。◆

② 地下街の要所及び地上への出入口又はその付近に、現在位置を認知できるよう地下街の案内図及び地上目標物を明示した標識板を設けること。◆

(内装等)

7 地下街の通路、階段、店舗等の内装は、下地、仕上げとも不燃材料を用い、看板、広告物、装飾品陳列台等すべてについて不燃性材料を用いなければならない。

(店舗等の制限)

8 地下街には、次に掲げる営業内容の店舗を設けてはならない。

ア 大型の商品を取扱うもの等公共地下歩道の一般歩行者の通行に支障を及ぼすおそれのあるもの

イ 爆発性の物件若しくは悪臭、騒音を発生する物件を保管し、又は設置し、公共地下歩道の一般歩行者に危害を及ぼし、又は不快の感を与えるおそれのあるもの

ウ 風俗営業等公共地下歩道の風紀を損なうおそれのあるもの

エ 宿泊施設、興行場等地下街に設けることが適切でないもの

(火気の制限及び火気使用店舗の配置)

9(1) 店舗等においては、原則として裸火を使用してはならない。ただし、都市ガス等を配管方式で使用する場合で、火気を使用する部分とその他の部分を防火区画し、かつ、火気使用部分の周辺を防火上有効な構造とした場合で消防長又は消防署長が認めたものについては、この限りでない。

(2) 火気を使用する店舗等は、他の店舗等と防火区画された区域に集中配置しなければならない。

※ 地下街の空気調和設備の系統は、店舗等の配置及び防火区画に合わせて計画すること

(ガス保安対策)

10 地下街においてガスを使用する場合には、ガス事業法、消防法、建築基準法その他の関係法令に定めるところによるほか、次によるものとする。

(1) ガス漏れ防止対策

ア 地下街に設置する燃焼器は、金属管、金属可とう管又は強化ガスホースを用いてガス栓と接続すること。

ただし、移動式燃焼器（強制給排気式ストーブを含む。）にあっては、ゴム管（両端に迅速継手の付いたもの又は過流出安全弁を内蔵するガス栓に接続するものに限る。）を用いて接続することができる。（ガス事業法施行規則第85条第8号）

イ 地下街に設置する燃焼器は、原則として、立ち消え安全装置付きのものとする。

※ 地下街の増設又は機器の交換時においては立ち消え安全装置付きの機器を設置すること。

ウ 地下街への引込管は必要最小の本数とし、配管は単純化するとともに、ガス管であることが容易に識別することができる識別措置を講ずること。

※ 東京ガスにおいては、下図に示すラベルにより表示されている。

低（中）圧ガス管

種類表示（黄色地、黒文字）



方向表示（黄色地、黒矢印）

エ ガスの主要配管が天井裏等に設置される場合には、これらを保守管理するための点検口を設けること。

(2) ガス漏れ発生時対策

ア 地下街には、防災センターで常時監視することができるガス漏れ（火災）警報設備を設けることとし、ガス漏れが発生した場合には、その情報を防災センターに集中するシステムとすること。

イ 地下街には、危急の場合に地下街へのガスの供給を防災センターにおいて直ちに遮断することができる緊急ガス遮断装置を設けること。

(3) 管理

地下街の設置者は、ガス保安対策について、関係者の教育及び訓練に関する事項、ガス施設の保守管理に関する事項並びに緊急時の措置に関する事項を管理規程に定めなければならない。

※ 管理規程については、消防計画と整合性を図るようにすること。

(広告等の掲出の制限)

11 地下公共歩道においては、誘導灯及び歩行者の案内のための設備の視認性を妨げる広告、看板等を設けてはならない。

(管理規程)

12(1) 地下街の設置者は、消防計画、駐車場管理等に関し、消防法、駐車場法等の定めるところによるほか、当該地下街の供用開始に先立って、地下街に関する管理規程を定め、地下街連絡協議会に提出しなければならない。

(2) 前項の管理規程には、少なくとも次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

ア 公共地下歩道に関する事項

- (7) 供用時間等に関する事項
- (8) 防災保安に関する事項
- (9) 維持補修に関する事項
- (10) 広告等の掲出に関する事項
- (11) 禁止すべき行為に関する事項

イ 店舗等に関する事項

- (7) 営業等に関する事項
- (8) 防災保安に関する事項
- (9) 保健衛生に関する事項
- (10) 建物管理に関する事項

(3) 地下街の設置者は、別途地下街中央連絡協議会が定める様式の地下街台帳を当該地下街の新增設のとき、道路占用の許可の更新のとき及び地下街連絡協議会が必要と認めるときに作成し、地下街連絡協議会に提出しなければならない。

6 地下街の取扱いについて（昭和61年10月16日 建設省都計発第83号）

※前2、別添2により廃止

「地下街に関する基本方針（昭和49年6月28日 建設省都計発第58号）」の運用にあたって、従来と同様地下街の安全性に十分配慮するとともに下記事項に十分留意すること。

1 基本方針第1、2及び第2、4、(1)の運用について

地下街の新設又は増設については、基本方針第1、2により、「地上交通の著しく輻輳する地区において、歩行者を含む一般交通の安全と円滑を図るため、公共地下歩道又は公共地下駐車場を緊急に整備しなければならない場合であって、かつ、地下街の設置が必要やむを得ない場合」に限って認めることとされ、「地下街の設置が必要やむを得ない場合」として、基本方針第2、4、(1)において、「公共地下駐車場又は公共地下歩道の管理の万全と利用効率の向上を図る等のためには地下街の設置が必要やむを得ない場合」と定めているが、次の場合には、「地下街の設置が必要やむを得ない場合」として、都市の実情に応じ、地下街の設置が合理的な土地利用を実現し、都市機能の維持・向上を図る上で果たす役割にも着目して、地下街連絡協議会における審査の対象にして差し支えないこと。なお、その審査に当たっては、地下街における地下火災等に対する安全対策を徹底することについて十分留意すること。

- ① 駅前広場等及びこれに近接する当該都市における拠点的区域において、これら区域の市街地としての連担性を確保して都市機能の更新を図る必要がある場合
- ② 積雪寒冷地等における当該都市における拠点的区域において、気象等の自然条件を克服して、都市

活動の快適性、安全性の向上を図る必要がある場合

2 基本方針第2、5、(2)の運用について

民間法人が地下街の設置者となるためには、原則として、公的主体からおおむね1/3以上の出資を受けている法人でなければならないこととされているが、例外的に、公的主体の出資が1/3を下回る場合であっても、1/3を下回ることにしやむを得ない事情が存し、かつ、地下街連絡協議会において、協定の締結等により地下街の適正な設置及び管理を十分確保し得る措置が講じられていると認められる場合は、地下街の設置者としても差し支えないこと。

7 地下街の防火・安全対策について（昭和61年11月1日 建設省住防発第23号、消防予第146号）

※前1により廃止

「地下街の取扱いについて（昭和61年10月16日 建設省都計発第83号）」において、従来と同様、地下街の安全性に十分配慮することとし、新設又は増設が行われる地下街の審査に当たっては、地下街における地下火災等に対する安全対策を徹底することについて十分留意することとされているところであるが、今般、地下街の新設又は増設に係る防火・安全対策の審査の的確を期するため、建築行政上及び消防行政上の取扱いを下記のとおり定めた。

記

- 1 駐車場部分を除く延べ面積が3,000㎡以上の地下街の新設（増設により当該規模になるものを含む。）に係る建築行政上及び消防行政上の指導を行うに当たっては、地下火災等に対する安全性の確保を図る観点から、「地下街防火・安全計画」の作成を指導すること。
- 2 1に掲げる「地下街防火・安全計画」については、(財)日本建築防災協会及び(財)日本消防設備安全センターに当該防火・安全計画の内容を評定する「地下街防火・安全評定委員会」が新たに設けられることとなったので、積極的にその活用を図り、指導の円滑化に役立てること。
- 3 地下街防火・安全計画は、次に掲げる事項について作成すること。
 - (1) 防火区画、安全区画、避難施設等に関する計画及び避難計算
 - (2) 火災感知、警報、消火、避難誘導、消防活動等に関する計画及び消防防災システムの概要
 - (3) 上記施設・設備等に係る維持管理の主体及びその方法
- 4 その他
 - 2に掲げる評定委員会の運営方法その他必要な事項については、別途通知する。

8 地下街の防火・安全対策について（昭和61年11月25日 建設省住防発第25号、消防予第156号）

（昭和62年3月13日改正）

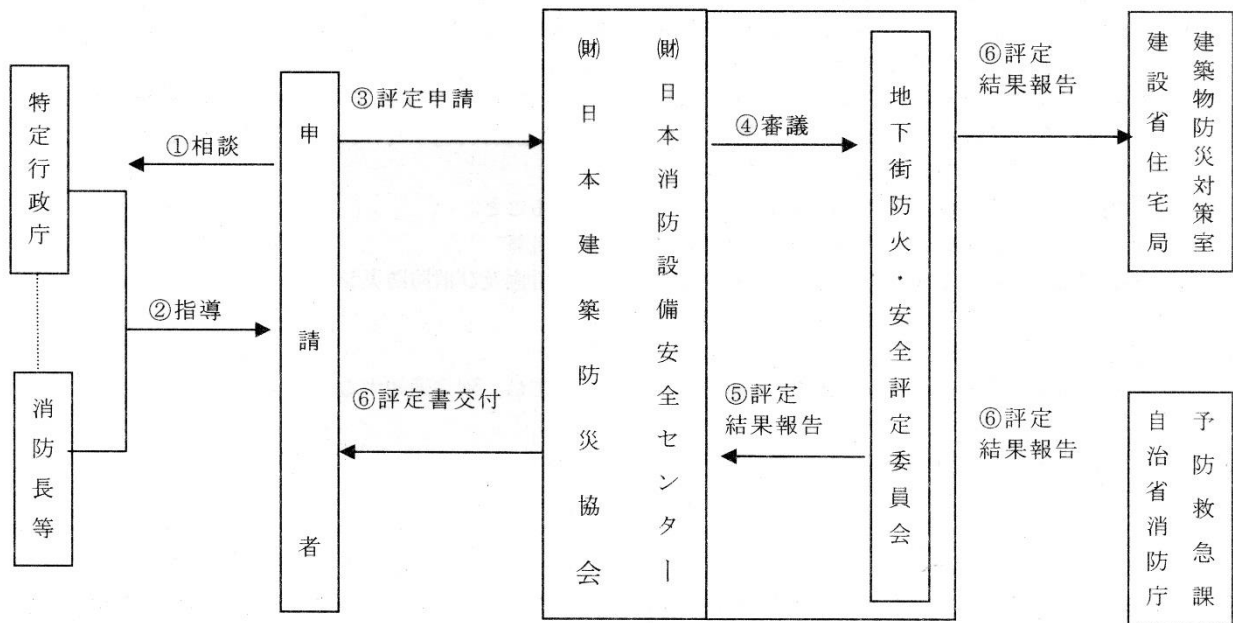
※前1により廃止

昭和61年11月1日付建設省住防発第23号及び消防予第146号をもって貴職あて通知したところであるが、今般、地下街防火・安全評定委員会（以下「評定委員会」という。）の運営方法その他必要な事項を、下記のとおり定めたので、これにより事務の適切な処理を図らるたい。

記

- 1 地下街防火・安全計画の評定に係る申請その他の手続きについては、別添によること。
- 2 評価委員会の委員として、評定に係る地下街の所在地を管轄する特定行政庁及び消防機関の職員の参加を求めるものであること。
- 3 特殊の建築材料又は構造方法に関する建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条に係る評定並びに「消防防災システムのインテリジェント化の推進について（通知）」（昭和62年2月17日付消防予第25号）に係る評価については、従来どおり取り扱うこと。

別 添
評価フローシート



9 地下街と他の建築物の地下階との接続（昭和50年1月22日 都計発第8号）

※前2、別添2により廃止

既設の地下街を他の建築物の地下階に接続しようとするときは、地下街連絡協議会において協議するものとする。この場合において地下街連絡協議会は、他の建築物が次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合は、協議にあたって地下街中央連絡協議会の意見を聞かなければならないものとする。

- 1 建基法別表第1、(イ)欄、(1)～(4)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超える建築物
- 2 1以外の建築物であって接続しようとする地下階の面積が1,500㎡を超える建築物
- 3 1及び2以外の建築物であって高さが31mを超える建築物

10 地下街類似のものの取扱い及び地下街における漏れガス対策に関する申合せ（昭和56年4月4日 都計発第8号、建設省都計発第27号、建設省道政発第30号、建設省住防発第17号、消防予第90号、警察庁丁規発第21号、警察庁丁備発第80号、鉄総第215の2号）

- 1 地下街類似のもの（建築物の地階で連続して公共地下歩道（公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域に係るもの）に面して設けられたものと当該公共地下歩道とを合わせたもののうち、地下街同様の使用形態を有するもの）については、地下街と同程度の防災上の問題点を有すると認められるので、地下街類似のものの新設又は増設は厳に抑制するものとする。
- 2 地下街において燃焼器を使用する店舗等が集中配置された区域には、通気管を設ける等漏れガスを排出するうえで有効な措置が講ぜられるように努めるものとする。

11 消防用設備等の設置にあたっての取扱い

- 1 駐車場の扱い
地下道に連続して面する店舗、事務所等に通路階段等で接続している駐車場は、政令別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物の部分として扱うこと。
- 2 地下道の床面積の算定
(1) 地下街に消防用設備等の技術上の基準を適用するにあたって、地下道部分の床面積の算定は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は当該距離）の線で囲まれた部分の床面積とする。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付特定防火設備若しくは感知器の作動と連動して

閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備の線で囲まれた部分までとすることができる。

(2) 地下街と同一階層の地下鉄道部分（改札・事務室）は、地下街の面積に算入しないものであること。

【参 考】

地下街に係る条文

建基政令

第128条の3
(地下街の各構え等)

建安条例

- 第73条の2 (用護の定義)
- 第73条の3 (地下街に設けてはならない施設)
- 第73条の4 (地下の構えと地下道との関係)
- 第73条の5 (地下道の直通階段)
- 第73条の6 (地下の構えの防火区画)
- 第73条の7 (地下の構えの各部分から地下道等までの歩行距離)
- 第73条の8 (専用直通階段)
- 第73条の9 (地下街と他の地下工作物等との区画)
- 第73条の10 (店舗に接する地下道及び出入口階段ホール)
- 第73条の11 (地下道の直通階段に接する出入口の禁止)
- 第73条の12 (機械換気設備)
- 第73条の13 (換気量)
- 第73条の14 (専用の排気設備)
- 第73条の15 (建築物の地下の部分と地下道との関係)
- 第73条の16 (建築物の地下の部分と地下道等との区画)
- 第73条の17 (階段ホールの設置)
- 第73条の18 (建築物の地下の部分における地下街の規定の準用)
- 第73条の19 (専用直通階段の設置)
- 第73条の20 (制限の緩和)